

令和8年度の国民健康保険税率等が変わります

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者のみなさんが出し合い、医療費などにあてる社会保障制度です。このたび、国民健康保険事業の安定かつ健全な運営のため、埼玉県国民健康保険運営方針に基づき国民健康保険税率等を改正します。令和8年度からは子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度「子ども・子育て支援金制度」が始まり、子ども・子育て支援金分が追加されます。ご理解とご協力をお願いします。

【改正の背景】

○保険税水準の統一

埼玉県は令和5年12月に「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」を策定し、令和9年度からは県が示す「標準保険税率」※1により課税することとされており、現在の村の保険税率と乖離しているため、令和7年度から段階的に保険税率を見直しています。



※1 標準保険税率
について(県HP)

○子ども・子育て支援金制度の創設

全ての世代や企業の皆さまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。子ども・子育て支援金は加入する医療保険の保険税（料）とあわせてご負担いただくことになります。

【改正内容】

区 分		令和7年度	令和8年度	比 較
医療給付費分	所得割	5.09%	7.20%	+2.11%
	均等割	29,300円	40,000円	+10,700円
後期高齢者支援金分	所得割	2.60%	2.80%	+0.2%
	均等割	14,700円	16,000円	+1,300円
介護納付金分 (40歳以上65歳未満)	所得割	2.33%	2.50%	+0.17%
	均等割	16,600円	17,000円	+400円
子ども・子育て支援金分 ※2	所得割	—	0.24%	+0.24%
	均等割	—	1,500円	+1,500円
	18歳以上 均等割※3	—	50円	+50円

※2 18歳未満（18歳に達する日以降の最初の3月31日以前までの子ども）の被保険者は均等割が10割軽減されます。

※3 18歳未満の被保険者の均等割額を18歳以上の被保険者で均等に負担します。

【モデルケース1】

・世帯主45歳・・・所得200万円（単身世帯）（課税標準所得額・・・157万円）

区 分	令和7年度	令和8年度	比 較
医療給付費分	109,200円	153,000円	+43,800円
後期高齢者支援金分	55,500円	59,900円	+4,400円
介護納付金分	53,100円	56,200円	+3,100円
子ども・子育て支援金分	—	5,300円	+5,300円
合計（年間額）	217,800円	274,400円	+56,600円